

令和7年 年金制度改正のお知らせ

■問合せ
市民生活課
国民年金係
TEL76-1096



▲厚生労働省HP

年金制度は5年に一度見直しが行われており、世の中の情勢変化を踏まえた上で制度改正が行われます。

令和7年は年金制度改正の年にあたります。主な改正内容について、抜粋して紹介します。

※年金制度改正の詳細は、右の二次元コードから厚生労働省のホームページをご確認ください。

社会保険の加入対象の拡大 短時間労働者の社会保険加入要件の見直し※学生は対象外

現在	見直し後	施行日
賃金要件 (給与が月額8.8万円以上であること)	撤廃	令和8年4月1日より3年以内
企業規模要件 (51人以上の企業であること)	段階的に撤廃	令和9年10月1日～ 令和17年10月1日

在職老齢年金制度の見直し 厚生年金が支給停止となる基準額の引き上げ

現在	見直し後	施行日
老齢厚生年金の受給額と賃金の合計が基準額(月額 51万円)を超えると、厚生年金の受給額が減少する。	老齢厚生年金の受給額と賃金の合計が基準額(月額 62万円)を超えると、厚生年金の受給額が減少する。	令和8年4月1日

遺族年金の見直し 遺族厚生年金の給付期間の男女差の解消※

現在			見直し後			施行日
遺族の性別	死別時の年齢	給付期間	遺族の性別	死別時の年齢	給付期間	令和10年4月1日
女性	30歳未満	有期給付(5年間)	男女共通	60歳未満	有期給付(原則5年間) 配慮が必要な場合は5年目以降も給付継続	
	30歳以上	無期給付			・有期給付の収入要件を廃止 ・年金額の増額	
男性	55歳未満	給付なし		60歳以上	無期給付(現行どおり)	
	55歳以上	無期給付(60歳から)				

※現在と変更のない方
・60歳以上で死別された方
・子どもがいる方
(子ども:18歳になった年度末までの方、または障害の状態にある20歳未満の方)
・改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
・令和10年度に40歳以上になる女性

はじまります!
国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!

調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査
国勢調査2025

▼国勢調査2025キャンペーンサイト
<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025 **検索**

総務省統計局・都道府県・市区町村



一般事務職・土木技師・建築技師・保健師・消防士
(障害者枠を含む) (育成枠を含む)

1次
試験日

9月21日(日)

受付期間

8月21日(木)まで

問合せ・申込み

総務課 職員係 TEL76-1084
〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

詳しくは
こちらから

